

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月30日
【計算期間】	第4期中(自 2020年8月4日 至 2021年2月3日)
【ファンド名】	ブラックロックLifePathファンド2030 ブラックロックLifePathファンド2040 ブラックロックLifePathファンド2050
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有田 浩之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	猪浦 純子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-6703-7940
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2021年1月末現在のものです。

「ブラックロックLifePathファンド2030」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,687,736,717	99.67
内 日本	3,687,736,717	99.67
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	12,313,797	0.33
純資産総額	3,700,050,514	100.00

(2)【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	13,793,715	(同左)	1.0168	(同左)
第2期(2019年8月2日)	13,858,197	(同左)	1.0244	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,594,417,445	(同左)	1.0193	(同左)
2020年1月末現在	3,789,524,474	—	1.0583	—
2020年2月末現在	3,721,743,353	—	1.0386	—
2020年3月末現在	3,421,840,176	—	0.9845	—
2020年4月末現在	3,475,868,140	—	0.9963	—
2020年5月末現在	3,527,236,660	—	1.0061	—
2020年6月末現在	3,553,511,190	—	1.0104	—
2020年7月末現在	3,571,901,882	—	1.0142	—
2020年8月末現在	3,576,135,502	—	1.0309	—
2020年9月末現在	3,561,737,242	—	1.0270	—
2020年10月末現在	3,570,680,439	—	1.0198	—
2020年11月末現在	3,650,087,606	—	1.0587	—
2020年12月末現在	3,706,041,635	—	1.0687	—
2021年1月末現在	3,700,050,514	—	1.0720	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—

第2期	—
第3期	—
2020年8月4日～ 2021年2月3日	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	1.7
第2期	0.7
第3期	△0.5
2020年8月4日～ 2021年2月3日	5.9

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2040」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,167,117,885	99.16
内 日本	2,167,117,885	99.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	18,337,000	0.84
純資産総額	2,185,454,885	100.00

(2)運用実績

①純資産の推移

2021年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	1,732,412	(同左)	1.0290	(同左)
第2期(2019年8月2日)	33,113,410	(同左)	1.0277	(同左)
第3期(2020年8月3日)	2,006,453,744	(同左)	1.0144	(同左)
2020年1月末現在	2,076,971,416	—	1.0799	—
2020年2月末現在	2,025,644,736	—	1.0472	—
2020年3月末現在	1,857,778,913	—	0.9658	—
2020年4月末現在	1,910,734,714	—	0.9818	—
2020年5月末現在	1,957,612,550	—	0.9956	—
2020年6月末現在	1,984,760,897	—	1.0027	—
2020年7月末現在	1,993,532,473	—	1.0067	—
2020年8月末現在	2,026,969,324	—	1.0320	—
2020年9月末現在	2,027,721,820	—	1.0246	—

2020年10月末現在	2,020,618,935	—	1.0164	—
2020年11月末現在	2,138,407,730	—	1.0728	—
2020年12月末現在	2,174,576,605	—	1.0878	—
2021年1月末現在	2,185,454,885	—	1.0951	—

②分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—
第2期	—
第3期	—
2020年8月4日～ 2021年2月3日	—

③収益率の推移

	収益率(%)
第1期	2.9
第2期	△0.1
第3期	△1.3
2020年8月4日～ 2021年2月3日	9.1

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2050」

(1)投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	380,665,241	98.64
内 日本	380,665,241	98.64
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,254,135	1.36
純資産総額	385,919,376	100.00

(2)運用実績

①純資産の推移

2021年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	3,088,442	(同左)	1.0409	(同左)
第2期(2019年8月2日)	7,890,917	(同左)	1.0285	(同左)
第3期(2020年8月3日)	307,801,675	(同左)	1.0016	(同左)
2020年1月末現在	307,206,484	—	1.0996	—
2020年2月末現在	291,515,256	—	1.0521	—
2020年3月末現在	260,825,834	—	0.9399	—
2020年4月末現在	270,811,109	—	0.9600	—
2020年5月末現在	287,404,713	—	0.9778	—
2020年6月末現在	291,931,242	—	0.9868	—
2020年7月末現在	304,501,874	—	0.9910	—
2020年8月末現在	327,787,818	—	1.0252	—
2020年9月末現在	330,708,805	—	1.0141	—

2020年10月末現在	337,230,012	—	1.0049	—
2020年11月末現在	363,632,715	—	1.0806	—
2020年12月末現在	375,388,220	—	1.1002	—
2021年1月末現在	385,919,376	—	1.1107	—

②分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—
第2期	—
第3期	—
2020年8月4日～ 2021年2月3日	—

③収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.1
第2期	△1.2
第3期	△2.6
2020年8月4日～ 2021年2月3日	12.4

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

（参考情報）

「国内債券インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	30,555,980,020	87.96
内 日本	30,555,980,020	87.96
地方債証券	1,381,144,330	3.98
内 日本	1,381,144,330	3.98
特殊債券	1,400,177,608	4.03
内 日本	1,400,177,608	4.03
社債券	1,317,587,020	3.79
内 日本	1,317,587,020	3.79
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	82,589,362	0.24
純資産総額	34,737,478,340	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		24,060,775,245	98.95
	内 アメリカ	10,351,236,615	42.57
	内 フランス	2,575,307,155	10.59
	内 イタリア	2,278,846,190	9.37
	内 ドイツ	1,854,782,509	7.63
	内 イギリス	1,657,209,804	6.81
	内 スペイン	1,457,449,889	5.99
	内 オーストラリア	659,029,855	2.71
	内 ベルギー	606,862,718	2.50
	内 カナダ	474,645,711	1.95
	内 オランダ	474,321,269	1.95
	内 オーストリア	367,733,094	1.51
	内 アイルランド	209,416,452	0.86
	内 メキシコ	195,981,226	0.81
	内 ポーランド	154,277,046	0.63
	内 フィンランド	151,826,907	0.62
	内 デンマーク	124,991,259	0.51
	内 マレーシア	118,153,601	0.49
	内 イスラエル	110,120,772	0.45
	内 シンガポール	104,699,038	0.43
	内 スウェーデン	78,832,076	0.32
	内 ノルウェー	55,052,059	0.23
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		256,426,442	1.05
純資産総額		24,317,201,687	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「国内株式インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	6,393,701,600	87.02
内 日本	6,393,701,600	87.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	953,533,444	12.98
純資産総額	7,347,235,044	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	14,584,710,630	99.45
内 アメリカ	11,499,160,999	78.41
内 ドイツ	1,949,934,089	13.30
内 アイルランド	580,970,320	3.96
内 カナダ	554,645,222	3.78
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	80,255,944	0.55
純資産総額	14,664,966,574	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	3,089,194,909	99.79
内 アメリカ	3,089,194,909	99.79
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,628,478	0.21
純資産総額	3,095,823,387	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券		4,605,912,170	97.63
	内 日本	4,605,912,170	97.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		111,810,433	2.37
純資産総額		4,717,722,603	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		2,114,776	0.13
	内 イギリス	2,114,776	0.13
投資信託受益証券		361,410	0.02
	内 韓国	361,410	0.02
投資証券		1,601,106,542	99.12
	内 アメリカ	1,170,430,950	72.46
	内 オーストラリア	120,047,795	7.43
	内 イギリス	88,446,452	5.48
	内 シンガポール	68,952,357	4.27
	内 フランス	41,458,258	2.57
	内 カナダ	30,148,525	1.87
	内 香港	26,498,241	1.64
	内 ベルギー	22,755,694	1.41
	内 ニュージーランド	7,948,537	0.49
	内 スペイン	7,731,214	0.48
	内 ドイツ	4,882,329	0.30
	内 ガーンジー	3,378,856	0.21
	内 オランダ	3,308,812	0.20
	内 アイルランド	2,073,944	0.13
	内 韓国	1,278,896	0.08
	内 イスラエル	1,086,770	0.07
	内 マン島	361,020	0.02
	内 イタリア	317,892	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		11,758,951	0.73
純資産総額		1,615,341,679	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

2【設定及び解約の実績】

「ブラックロックLifePathファンド2030」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	14,675,524	1,109,376	13,566,148
第2期	14,898,562	14,936,272	13,528,438
第3期	3,857,981,178	345,007,760	3,526,501,856
2020年8月4日～ 2021年2月3日	231,961,668	306,841,197	3,451,622,327

「ブラックロックLifePathファンド2040」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,683,579	—	1,683,579
第2期	35,375,919	4,838,338	32,221,160
第3期	2,062,516,308	116,862,219	1,977,875,249
2020年8月4日～ 2021年2月3日	136,189,560	125,375,575	1,988,689,234

「ブラックロックLifePathファンド2050」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,967,202	—	2,967,202
第2期	6,766,275	2,061,213	7,672,264
第3期	345,482,022	45,830,136	307,324,150
2020年8月4日～ 2021年2月3日	76,296,127	35,354,777	348,265,500

3【ファンドの経理状況】

「ブラックロックLifePathファンド2030」

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年8月4日から2021年2月3日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2040」

「ブラックロックLifePathファンド2050」

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年8月4日から2021年2月3日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

【中間財務諸表】

【ブラックロックLifePathファンド2030】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,750,579	22,110,703
親投資信託受益証券	3,574,530,001	3,714,406,100
流動資産合計	3,605,280,580	3,736,516,803
資産合計	3,605,280,580	3,736,516,803
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,897,681	2,789,098
未払受託者報酬	485,545	503,368
未払委託者報酬	5,922,271	5,839,457
その他未払費用	557,638	705,051
流動負債合計	10,863,135	9,836,974
負債合計	10,863,135	9,836,974
純資産の部		
元本等		
元本	3,526,501,856	3,451,622,327
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	67,915,589	275,057,502
（分配準備積立金）	8,058,272	7,376,850
元本等合計	3,594,417,445	3,726,679,829
純資産合計	3,594,417,445	3,726,679,829
負債純資産合計	3,605,280,580	3,736,516,803

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年8月3日 至 2020年2月2日	当中間計算期間 自 2020年8月4日 至 2021年2月3日
営業収益		
有価証券売買等損益	△47,583	217,292,624
営業収益合計	△47,583	217,292,624
営業費用		
受託者報酬	79,420	503,368
委託者報酬	953,459	5,839,457
その他費用	541,280	725,435
営業費用合計	1,574,159	7,068,260
営業利益又は営業損失（△）	△1,621,742	210,224,364
経常利益又は経常損失（△）	△1,621,742	210,224,364
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,621,742	210,224,364
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	34,219	7,780,491
期首剰余金又は期首欠損金（△）	329,759	67,915,589
剰余金増加額又は欠損金減少額	212,217,300	10,748,219
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	212,217,300	10,748,219
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,277,415	6,050,179
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,277,415	6,050,179
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	209,613,683	275,057,502

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	3,526,501,856口	3,451,622,327口
2 1口当たり純資産額	1.0193円	1.0797円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

（その他の注記）

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
期首元本額	13,528,438円	3,526,501,856円
期中追加設定元本額	3,857,981,178円	231,961,668円
期中一部解約元本額	345,007,760円	306,841,197円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2040】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19,691,998	23,920,118
親投資信託受益証券	1,994,116,876	2,189,603,086
流動資産合計	2,013,808,874	2,213,523,204
資産合計	2,013,808,874	2,213,523,204
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,240,036	9,048,619
未払受託者報酬	267,181	289,984
未払委託者報酬	3,226,475	3,480,296
その他未払費用	621,438	618,151
流動負債合計	7,355,130	13,437,050
負債合計	7,355,130	13,437,050
純資産の部		
元本等		
元本	1,977,875,249	1,988,689,234
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	28,578,495	211,396,920
（分配準備積立金）	6,520,079	6,120,877
元本等合計	2,006,453,744	2,200,086,154
純資産合計	2,006,453,744	2,200,086,154
負債純資産合計	2,013,808,874	2,213,523,204

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年8月3日 至 2020年2月2日	当中間計算期間 自 2020年8月4日 至 2021年2月3日
営業収益		
有価証券売買等損益	△793,106	187,450,905
営業収益合計	△793,106	187,450,905
営業費用		
受託者報酬	46,630	289,984
委託者報酬	560,252	3,480,296
その他費用	620,923	632,902
営業費用合計	1,227,805	4,403,182
営業利益又は営業損失（△）	△2,020,911	183,047,723
経常利益又は経常損失（△）	△2,020,911	183,047,723
中間純利益又は中間純損失（△）	△2,020,911	183,047,723
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	52,501	5,746,954
期首剰余金又は期首欠損金（△）	892,250	28,578,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	155,040,439	7,452,699
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	155,040,439	7,452,699
剰余金減少額又は欠損金増加額	389,511	1,935,043
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	389,511	1,935,043
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	153,469,766	211,396,920

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	1,977,875,249口	1,988,689,234口
2 1口当たり純資産額	1.0144円	1.1063円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
期首元本額	32,221,160円	1,977,875,249円
期中追加設定元本額	2,062,516,308円	136,189,560円
期中一部解約元本額	116,862,219円	125,375,575円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2050】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,171,965	4,051,700
親投資信託受益証券	306,407,252	389,848,974
流動資産合計	308,579,217	393,900,674
資産合計	308,579,217	393,900,674
負債の部		
流動負債		
未払解約金	119,049	1,170,298
未払受託者報酬	38,861	48,481
未払委託者報酬	464,118	582,370
その他未払費用	155,514	194,075
流動負債合計	777,542	1,995,224
負債合計	777,542	1,995,224
純資産の部		
元本等		
元本	307,324,150	348,265,500
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	477,525	43,639,950
（分配準備積立金）	1,550,197	1,394,025
元本等合計	307,801,675	391,905,450
純資産合計	307,801,675	391,905,450
負債純資産合計	308,579,217	393,900,674

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年8月3日 至 2020年2月2日	当中間計算期間 自 2020年8月4日 至 2021年2月3日
営業収益		
有価証券売買等損益	344,147	42,333,764
営業収益合計	344,147	42,333,764
営業費用		
受託者報酬	7,997	48,481
委託者報酬	89,990	582,370
その他費用	32,166	197,076
営業費用合計	130,153	827,927
営業利益又は営業損失（△）	213,994	41,505,837
経常利益又は経常損失（△）	213,994	41,505,837
中間純利益又は中間純損失（△）	213,994	41,505,837
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	30,068	1,816,626
期首剰余金又は期首欠損金（△）	218,653	477,525
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,522,941	3,649,929
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,522,941	3,649,929
剰余金減少額又は欠損金増加額	105,665	176,715
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	105,665	176,715
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	27,819,855	43,639,950

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	307,324,150口	348,265,500口
2 1口当たり純資産額	1.0016円	1.1253円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2020年8月3日現在)	当中間計算期間末 (2021年2月3日現在)
期首元本額	7,672,264円	307,324,150円
期中追加設定元本額	345,482,022円	76,296,127円
期中一部解約元本額	45,830,136円	35,354,777円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2021年2月3日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年2月3日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,122,377,548
国債証券	34,401,175,980
地方債証券	1,380,873,550
特殊債券	1,399,784,910
社債券	1,317,178,980
未収入金	2,568,859,929
未収利息	53,562,823
前払費用	3,167,345
流動資産合計	42,246,981,065
資産合計	42,246,981,065
負債の部	
流動負債	
未払金	3,859,191,730
未払解約金	171,030
流動負債合計	3,859,362,760
負債合計	3,859,362,760
純資産の部	
元本等	
元本	34,627,464,696
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,760,153,609
元本等合計	38,387,618,305
純資産合計	38,387,618,305
負債純資産合計	42,246,981,065

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年2月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	34,627,464,696口
2 1口当たり純資産額	1.1086円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年2月3日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2021年2月3日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	27,607,839,202円
同中間計算期間中の追加設定元本額	11,730,947,707円
同中間計算期間中の一部解約元本額	4,711,322,213円
同中間計算期間末日の元本額※	34,627,464,696円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	709,491,657円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	6,531,127,763円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	1,749,160,253円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	5,478,249,104円
ブラックロックLifePathファンド2055	108,129,020円
ブラックロックLifePathファンド2045	381,761,924円
ブラックロックLifePathファンド2035	2,025,418,994円
GTAAセレクト・ベガ（適格機関投資家限定）	1,405,640,366円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	1,385,285,403円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	1,837,233,643円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	3,862,401,323円
ブラックロックLifePathファンド2030	2,017,659,140円
ブラックロックLifePathファンド2040	855,639,961円
ブラックロックLifePathファンド2050	90,280,433円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	2,080,365,157円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,663,149,999円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	2,438,603,101円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,855,836円
ブラックロックLifePathファンド2065	6,011,619円
合計	34,627,464,696円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年2月3日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	79,543,110
金銭信託	12,024,591
国債証券	23,649,259,712
派生商品評価勘定	735,985
未収入金	578,227,793
未収利息	166,254,428
前払費用	21,229,340
流動資産合計	24,507,274,959
資産合計	24,507,274,959
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	602,460
未払金	209,459,677
未払解約金	413,695,485
流動負債合計	623,757,622
負債合計	623,757,622
純資産の部	
元本等	
元本	18,212,669,278
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,670,848,059
元本等合計	23,883,517,337
純資産合計	23,883,517,337
負債純資産合計	24,507,274,959

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年2月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	18,212,669,278口
2 1口当たり純資産額	1.3114円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年2月3日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2021年2月3日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	17,944,845,868円
同中間計算期間中の追加設定元本額	5,655,986,569円
同中間計算期間中の一部解約元本額	5,388,163,159円
同中間計算期間末日の元本額※	18,212,669,278円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国債券VA（適格機関投資家専用）	2,320,453,413円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	389,281,052円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	936,904,168円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	6,892,203,181円
ブラックロックLifePathファンド2055	69,686,230円
ブラックロックLifePathファンド2045	135,169,704円
ブラックロックLifePathファンド2035	332,735,476円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	783,944,627円
ブラックロックLifePathファンド2030	253,983,714円
ブラックロックLifePathファンド2040	198,169,733円
ブラックロックLifePathファンド2050	47,674,864円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	2,617,280,368円
ブラックロックLifePathファンド2025	162,020,254円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	3,068,041,658円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,214,043円
ブラックロックLifePathファンド2065	3,906,793円
合計	18,212,669,278円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2021年2月3日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	181,736,816	—	182,282,100	△545,284
	イギリスポンド	26,628,761	—	26,615,683	13,078
	オーストラリアドル	10,199,783	—	10,197,638	2,145
	カナダドル	9,454,786	—	9,494,398	△39,612
	デンマーククローネ	2,374,577	—	2,365,006	9,571
	ユーロ	179,427,695	—	178,716,559	711,136
	買建				
	アメリカドル	123,899,952	—	123,892,755	△7,197
	イギリスポンド	21,316,305	—	21,315,101	△1,204
	オーストラリアドル	8,721,616	—	8,721,671	55
	カナダドル	5,352,405	—	5,351,831	△574
	ユーロ	116,798,698	—	116,790,109	△8,589
合計		685,911,394	—	685,742,851	133,525

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年2月3日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	974,007,956
投資信託受益証券	6,626,199,840
派生商品評価勘定	46,088,483
差入委託証拠金	51,480,000
流動資産合計	7,697,776,279
資産合計	7,697,776,279
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	497,827
前受金	36,369,000
未払解約金	28,429,422
流動負債合計	65,296,249
負債合計	65,296,249
純資産の部	
元本等	
元本	3,289,703,444
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,342,776,586
元本等合計	7,632,480,030
純資産合計	7,632,480,030
負債純資産合計	7,697,776,279

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)****1 有価証券の評価基準及び評価方法**

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法**株価指数先物取引**

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年2月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	3,289,703,444口
2 1口当たり純資産額	2.3201円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年2月3日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2021年2月3日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	4,287,248,174円
同中間計算期間中の追加設定元本額	2,303,772,139円
同中間計算期間中の一部解約元本額	3,301,316,869円
同中間計算期間末日の元本額※	3,289,703,444円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,528,133,367円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	263,411,095円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	197,691,058円
ブラックロックLifePathファンド2055	59,679,185円
ブラックロックLifePathファンド2045	138,838,429円
ブラックロックLifePathファンド2035	307,304,226円
ブラックロックLifePathファンド2030	240,386,492円
ブラックロックLifePathファンド2040	193,739,334円
ブラックロックLifePathファンド2050	42,880,438円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	82,053,627円
ブラックロックLifePathファンド2025	141,068,472円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	90,046,461円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,031,022円
ブラックロックLifePathファンド2065	3,440,238円
合計	3,289,703,444円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2021年2月3日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	899,511,000	—	945,120,000	45,609,000
合計		899,511,000	—	945,120,000	45,609,000

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年2月3日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	8,459,710
金銭信託	2,741,104,053
投資信託受益証券	12,032,374,249
流動資産合計	14,781,938,012
資産合計	14,781,938,012
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,715,951,839
流動負債合計	2,715,951,839
負債合計	2,715,951,839
純資産の部	
元本等	
元本	5,505,698,161
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,560,288,012
元本等合計	12,065,986,173
純資産合計	12,065,986,173
負債純資産合計	14,781,938,012

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)****1 有価証券の評価基準及び評価方法**

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年2月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	5,505,698,161口
2 1口当たり純資産額	2.1915円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年2月3日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2021年2月3日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	7,694,255,766円
同中間計算期間中の追加設定元本額	3,205,732,448円
同中間計算期間中の一部解約元本額	5,394,290,053円
同中間計算期間末日の元本額※	5,505,698,161円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国株式Ⅰ（適格機関投資家専用）	88,150,978円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	687,913,845円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	677,058,655円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	1,380,849,697円
ブラックロックLifePathファンド2055	53,114,541円
ブラックロックLifePathファンド2045	114,755,973円
ブラックロックLifePathファンド2035	279,928,105円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	510,818,989円
ブラックロックLifePathファンド2030	222,019,743円
ブラックロックLifePathファンド2040	173,586,951円
ブラックロックLifePathファンド2050	38,245,246円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	524,302,746円
ブラックロックLifePathファンド2025	136,461,761円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	614,552,221円
ブラックロックLifePathファンド2060	924,555円
ブラックロックLifePathファンド2065	3,014,155円
合計	5,505,698,161円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年2月3日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	863,592
金銭信託	444,185,723
投資信託受益証券	2,703,529,364
派生商品評価勘定	56
流動資産合計	3,148,578,735
資産合計	3,148,578,735
負債の部	
流動負債	
未払解約金	434,583,395
流動負債合計	434,583,395
負債合計	434,583,395
純資産の部	
元本等	
元本	1,489,971,105
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,224,024,235
元本等合計	2,713,995,340
純資産合計	2,713,995,340
負債純資産合計	3,148,578,735

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

(2) 注記表**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)****1 有価証券の評価基準及び評価方法**

投資信託受益証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年2月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,489,971,105口
2 1口当たり純資産額	1.8215円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年2月3日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2021年2月3日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	958,851,998円
同中間計算期間中の追加設定元本額	998,501,333円
同中間計算期間中の一部解約元本額	467,382,226円
同中間計算期間末日の元本額※	1,489,971,105円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 新興国株式インデックス・ファンド	628,592,043円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	679,687,958円
ブラックロックLifePathファンド2055	9,994,477円
ブラックロックLifePathファンド2045	22,721,871円
ブラックロックLifePathファンド2035	50,731,007円
ブラックロックLifePathファンド2030	37,124,898円
ブラックロックLifePathファンド2040	33,445,980円
ブラックロックLifePathファンド2050	7,557,247円
ブラックロックLifePathファンド2025	19,383,438円
ブラックロックLifePathファンド2060	170,765円
ブラックロックLifePathファンド2065	561,421円
合計	1,489,971,105円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2021年2月3日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	735,056	—	735,000	56
合計		735,056	—	735,000	56

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（注２） 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年2月3日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	78,715,848
投資証券	4,581,152,790
派生商品評価勘定	3,549,420
未収配当金	41,281,521
差入委託証拠金	5,773,001
流動資産合計	4,710,472,580
資産合計	4,710,472,580
負債の部	
流動負債	
前受金	3,162,100
未払解約金	3,226,718
流動負債合計	6,388,818
負債合計	6,388,818
純資産の部	
元本等	
元本	2,908,936,409
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,795,147,353
元本等合計	4,704,083,762
純資産合計	4,704,083,762
負債純資産合計	4,710,472,580

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)****1 有価証券の評価基準及び評価方法**

投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年2月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,908,936,409口
2 1口当たり純資産額	1.6171円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年2月3日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2021年2月3日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	2,620,248,645円
同中間計算期間中の追加設定元本額	628,384,641円
同中間計算期間中の一部解約元本額	339,696,877円
同中間計算期間末日の元本額※	2,908,936,409円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	734,667,105円
国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	2,160,931,427円
ブラックロックLifePathファンド2055	3,082,595円
ブラックロックLifePathファンド2045	4,374,966円
ブラックロックLifePathファンド2040	3,653,914円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,983,856円
ブラックロックLifePathファンド2060	59,717円
ブラックロックLifePathファンド2065	182,829円
合計	2,908,936,409円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2021年2月3日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	38,410,400	—	41,975,000	3,564,600
合計		38,410,400	—	41,975,000	3,564,600

(注1) 時価の算定方法

(1) 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2021年2月3日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	6,920,915
金銭信託	4,842,239
株式	2,007,441
投資信託受益証券	367,300
投資証券	1,621,284,033
未収入金	14,726
未収配当金	1,999,439
流動資産合計	1,637,436,093
資産合計	1,637,436,093
負債の部	
流動負債	
未払解約金	615,440
流動負債合計	615,440
負債合計	615,440
純資産の部	
元本等	
元本	1,051,430,093
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	585,390,560
元本等合計	1,636,820,653
純資産合計	1,636,820,653
負債純資産合計	1,637,436,093

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)****1 有価証券の評価基準及び評価方法**

株式、投資信託受益証券及び投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年2月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,051,430,093口
2 1口当たり純資産額	1.5568円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2021年2月3日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2021年2月3日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	964,745,120円
同中間計算期間中の追加設定元本額	169,470,515円
同中間計算期間中の一部解約元本額	82,785,542円
同中間計算期間末日の元本額※	1,051,430,093円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド	290,586,346円
先進国リートインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	154,900,675円
ブラックロックLifePathファンド2055	24,674,525円
ブラックロックLifePathファンド2045	45,289,487円
ブラックロックLifePathファンド2035	44,789,449円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	396,851,002円
ブラックロックLifePathファンド2030	20,975,700円
ブラックロックLifePathファンド2040	54,226,498円
ブラックロックLifePathファンド2050	17,322,901円
ブラックロックLifePathファンド2060	431,182円
ブラックロックLifePathファンド2065	1,382,328円
合計	1,051,430,093円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

①資本金 3,120百万円

②発行する株式の総数 36,000株

③発行済株式の総数 15,000株

（２）【事業の内容及び営業の状況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	170	9,790,666
単位型株式投資信託	35	313,901
合計	205	10,104,567

（３）【その他】

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実に関する事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

		(単位：百万円)	
		第33期 (2019年12月31日現在)	第34期 (2020年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		20,388	17,786
立替金		26	29
前払費用		175	190
未収入金	※ 2	9	3
未収委託者報酬		1,696	1,756
未収運用受託報酬		2,268	2,166
未収収益	※ 2	1,327	872
その他流動資産		0	0
流動資産計		25,892	22,805
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	1,240	1,002
器具備品	※ 1	475	480
有形固定資産計		1,716	1,482
無形固定資産			
ソフトウェア		5	6
無形固定資産計		5	6
投資その他の資産			
投資有価証券		49	142
長期差入保証金		1,120	1,122
前払年金費用		800	899
長期前払費用		45	34
繰延税金資産		824	888
投資その他の資産計		2,839	3,088
固定資産計		4,561	4,577
資産合計		30,454	27,383

	第33期 (2019年12月31日現在)	第34期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	94	121
未払金 ※ 2		
未払収益分配金	4	4
未払償還金	74	74
未払手数料	487	444
その他未払金	908	1,508
未払費用 ※ 2	653	859
未払消費税等	117	210
未払法人税等	363	343
前受金	97	84
賞与引当金	2,017	1,987
役員賞与引当金	139	195
早期退職慰労引当金	10	-
流動負債計	4,967	5,835
固定負債		
退職給付引当金	67	69
資産除去債務	782	783
固定負債計	850	853
負債合計	5,818	6,688
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,330	10,386
利益剰余金合計	14,666	10,723
株主資本合計	24,634	20,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	3
評価・換算差額等合計	1	3
純資産合計	24,636	20,694
負債・純資産合計	30,454	27,383

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第33期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第34期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		5,643	5,605
運用受託報酬	※ 1	7,545	7,342
その他営業収益	※ 1	13,290	12,092
営業収益計		26,480	25,041
営業費用			
支払手数料		1,632	1,405
広告宣伝費		167	127
調査費			
調査費		381	352
委託調査費	※ 1	3,587	3,346
調査費計		3,968	3,698
委託計算費		82	85
営業雑経費			
通信費		53	64
印刷費		82	82
諸会費		43	49
営業雑経費計		178	195
営業費用計		6,029	5,512
一般管理費			
給料			
役員報酬		482	601
給料・手当		4,441	4,691
賞与		2,343	2,384
給料計		7,268	7,678
退職給付費用		308	331
福利厚生費		977	1,028
事務委託費	※ 1	2,339	2,701
交際費		57	16
寄付金		2	1
旅費交通費		233	60
租税公課		257	246
不動産賃借料		875	905
水道光熱費		76	60
固定資産減価償却費		404	428
資産除去債務利息費用		0	0
諸経費		312	390
一般管理費計		13,114	13,851
営業利益		7,335	5,677

	第33期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	第34期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業外収益		
その他	1	5
営業外収益計	1	5
営業外費用		
為替差損	32	20
固定資産除却損	3	0
その他	0	-
営業外費用計	36	20
経常利益	7,300	5,662
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	36	-
特別損失計	36	-
税引前当期純利益	7,263	5,662
法人税、住民税及び事業税	2,338	1,970
法人税等調整額	22	△64
当期純利益	4,902	3,756

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2019年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431
当期変動額											
剰余金の配当						△7,700	△7,700	△7,700			△7,700
当期純利益						4,902	4,902	4,902			4,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									1	1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,797	△2,797	△2,797	1	1	△2,795
2019年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,330	14,666	24,634	1	1	24,636

第34期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2020年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,330	14,666	24,634	1	1	24,636
当期変動額											
剰余金の配当						△7,700	△7,700	△7,700			△7,700
当期純利益						3,756	3,756	3,756			3,756
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									1	1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△3,943	△3,943	△3,943	1	1	△3,942
2020年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691	3	3	20,694

注記事項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計方針の変更）**（金銭債権と金銭債務の相殺表示に関わる会計方針の変更）**

当社は、当社グループ会社間の債権債務を含む金銭債権及び金銭債務を従来総額で表示しておりましたが、グループ会社間でのマスター・ネットリング契約締結を契機に見直しを行った結果、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）第140項に基づき、金銭債権と金銭債務を相殺表示の方が当社の財政状態をより適切に表示できると判断し、当事業年度から相殺表示する方法へ変更しております。

前事業年度末の財務諸表等については、当該変更に伴う組替えを行っております。この結果、遡及修正を行う前と比べて、前事業年度末の未収入金、金銭債権である未収収益、その他未払金及び金銭債務である未払費用が、それぞれ20百万円、505百万円、77百万円及び449百万円減少しています。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
建物附属設備	1,769 百万円	2,010 百万円
器具備品	1,104 百万円	1,290 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
未収入金	3 百万円	- 百万円
未収収益	579 百万円	185 百万円
その他未払金	894 百万円	1,496 百万円
未払費用	182 百万円	89 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
運用受託報酬	225 百万円	247 百万円
その他営業収益	5,554 百万円	5,052 百万円
委託調査費	698 百万円	763 百万円
事務委託費	954 百万円	851 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,700	513,333	2018年12月31日	2019年3月29日

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月30日 株主総会決議	普通株式	7,700	513,333	2019年12月31日	2020年3月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	20,388	20,388	—
(2) 未収委託者報酬	1,696	1,696	—
(3) 未収運用受託報酬	2,268	2,268	—
(4) 未収収益	1,327	1,327	—
(5) 長期差入保証金	1,120	1,116	△4
資産計	26,801	26,797	△4
(1) 未払手数料	487	487	—
(2) 未払費用	653	653	—
負債計	1,141	1,141	—

当事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	17,786	17,786	—
(2) 未収委託者報酬	1,756	1,756	—
(3) 未収運用受託報酬	2,166	2,166	—
(4) 未収収益	872	872	—
(5) 長期差入保証金	1,122	1,123	1
資産計	23,704	23,705	1
(1) 未払手数料	444	444	—
(2) 未払費用	859	859	—
負債計	1,304	1,304	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	20,388	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,696	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,268	—	—	—
(4) 未収収益	1,327	—	—	—
(5) 長期差入保証金	—	1,051	57	11
合計	25,680	1,051	57	11

当事業年度（2020年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,786	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,756	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	2,166	—	—	—
(4) 未収収益	872	—	—	—
合計	22,581	—	—	—

（有価証券関係）

前事業年度（2019年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	49	47	1
合計		49	47	1

当事業年度（2020年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	142	138	4
合計		142	138	4

（退職給付関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,934
勤務費用	290
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	14
退職給付の支払額	△204
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,047

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)
年金資産の期首残高	2,696
期待運用収益	26
数理計算上の差異の発生額	132
事業主からの拠出額	328
退職給付の支払額	△204
年金資産の期末残高	2,979

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,979
年金資産	△2,979
	△999
非積立型制度の退職給付債務	67
未積立退職給付債務	△931
未認識数理計算上の差異	157
未認識過去勤務費用	41
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△732
退職給付引当金	67
前払年金費用	△800
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△732

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)
勤務費用	290
利息費用	11
期待運用収益	△26
数理計算上の差異の費用処理額	△33
過去勤務費用の処理額	△10
確定給付制度に係る退職給付費用合計	231
特別退職金	36
合計	267

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券76%、株式21%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円 でありました。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,047
勤務費用	297
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	△82
退職給付の支払額	△123
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,149

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
年金資産の期首残高	2,979
期待運用収益	14
数理計算上の差異の発生額	92
事業主からの拠出額	350
退職給付の支払額	△123
年金資産の期末残高	3,313

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,080
年金資産	△3,313
	△1,233
非積立型制度の退職給付債務	69
未積立退職給付債務	△1,163
未認識数理計算上の差異	296
未認識過去勤務費用	37
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△829
退職給付引当金	69
前払年金費用	△899
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△829

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
勤務費用	297
利息費用	11
期待運用収益	△14
数理計算上の差異の費用処理額	△36
過去勤務費用の処理額	△4
確定給付制度に係る退職給付費用合計	252
特別退職金	-
合計	252

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2020年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式24%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
割引率	1.0%
長期期待運用収益率	0.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、78百万円 でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	191	215
賞与引当金	617	608
資産除去債務	239	239
未払事業税	72	72
早期退職慰労引当金	3	-
退職給付引当金	20	21
有形固定資産	1	2
その他	45	94
繰延税金資産合計	1,191	1,256
繰延税金負債		
退職給付引当金	△245	△275
資産除去債務に対応する除去費用	△121	△90
その他	△0	△1
繰延税金負債合計	△366	△367
繰延税金資産の純額	824	888

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	824	888

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	2.9
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%	33.7%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
期首残高	781	782
時の経過による調整額	0	0
期末残高	782	783

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (2019年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	79	-	0	0
	米ドル				
	買建	0	-	0	0
	英ポンド				
合計		79	-	0	0

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度 (2020年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	99	-	0	0
	米ドル				
合計		99	-	0	0

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,643	7,545	13,290	26,480

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
12,538	11,197	2,744	26,480

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,779	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,314	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,605	7,342	12,092	25,041

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
12,247	10,417	2,375	25,041

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,299	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,874	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	225	未収収益	579
							受入 手数料	5,554		
							委託 調査費	698	未払費用	182
							事務 委託費	954		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	-	未収入金	3
									その他未払金	894

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	247	未収収益	185
							受入 手数料	5,052		
							委託 調査費	763	未払費用	89
							事務 委託費	851		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税 の個別帰属額	1,496	未収入金	-
									その他未払金	1,496

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファン ド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,314	未収収益	351
							委託調査費	145	未払費用	-
							事務委託費	28		

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファン ド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	2,874	未収収益	314
							委託調査費	220	未払費用	-
							事務委託費	16		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
１株当たり純資産額	1,642,418 円 94 銭	1,379,616 円 18 銭
１株当たり当期純利益金額	326,833 円 15 銭	250,430 円 96 銭

（注） １． 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

２． １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,902	3,756
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,902	3,756
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自 2020年1月1日 至2020年12月31日）を対象としております。

独立監査人の監査報告書

2021年2月26日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 田 信 之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 島 紀 子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月24日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2030の2020年8月4日から2021年2月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2030の2021年2月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年8月4日から2021年2月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月24日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2040の2020年8月4日から2021年2月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2040の2021年2月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年8月4日から2021年2月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年3月24日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2050の2020年8月4日から2021年2月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2050の2021年2月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年8月4日から2021年2月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。